



平成27年4月1日に 八王子市は中核市に移行します!

中核市とは?

全国には790の「市」がありますが、その規模はさまざまです。そこで、地方自治法では、規模の大きな「市」に都道府県の権限を与える制度を設けています。

そのうちの一つである「中核市」は、政令で指定する人口30万人以上の市(平成27年4月1日からは人口20万人以上の市)に、都道府県が行っている福祉、環境、都市計画分野などの事務の一部を移すものです。

なぜ中核市になるのか?

高尾山に代表される豊かな自然、市域にある23の大学等、日本のものづくりをリードする先端技術産業、発達した交通網など、本市には素晴らしい資源が多くあります。この恵まれた地域資源を活かし、賑わいのある魅力あふれるまちづくりを進めていくためには、市の行政裁量の拡大が必要です。

本市では、これまで可能な限り権限移譲に取り組み、独自の施策展開を実現してきましたが、更なる裁量を獲得する手段として中核市への移行を目指すこととしました。

中核市移行への軌跡

本市は「活力ある魅力あふれるまち」の実現を目指し、更なる権限活用を図るため、平成24年4月から中核市移行に取り組んできました。平成27年4月の移行にあたり、3年間進めてきた手続と準備について紹介します。

1 移行の手続

(1) 市議会の議決

市が中核市の指定を受けるために必要な最初の手続は、市議会の議決を得ることです。市議会では、本市の中核市移行表明を受け、平成24年10月に「中核市移行調査特別委員会」を設置し、中核市移行に関する調査研究をスタートしました。



市議会の委員会では最多となる14名で構成された同委員会では、中核市移行の考え方、移譲事務の内容、都との協議状況などについて活発な質疑が行われました。

そして、設置1年後の平成25年9月の同委員会では、八王子市が総務大臣に中核市指定の申出を行うことについて、全委員の賛同を得た後、市議会本会議において、全会一致で可決されました。

1年という短期間で集中的に調査・審議が行われた背景には、迅速な申出により、十分な準備期間を確保すること、市民の皆さんの意見を十分条例や基準に反映させようという考えがありました。

市は、この市議会の議決を得て、平成25年9月に都知事に対して、本市が中核市指定の申出を総務大臣に行うことへの同意を求める申入れを行いました。

(2) 都議会の議決と都知事の同意

市は、中核市移行を円滑に進めるため、平成24年8月から、移譲される事務、事務の引継方法、職員の研修派遣について、都と協議を続けてきました。

その結果、平成25年3月には、市が中核市に移行することについて、都と基本合意に達しました。

市の申入れを受けた都知事は、直ちに都議会に同意を求め、平成25年12月に八王子市の中核市指定申出の同意について全会一致で可決さ

れました。これに基づき、都知事から中核市指定の申出についての同意書を受け取りました。

(3) 総務大臣への申出

都知事から同意を得られたことで、最終の法定手続きとして、平成26年3月に総務大臣に対して、市長から中核市指定の申出を行いました。



国は、本市の申出を受け、平成26年5月に八王子市の中核市指定を閣議決定し、同月、八王子市を中核市に指定する政令が公布されました。

なお、この申出を円滑に進めるため、平成25年8月に総務省との事前調整（ヒアリング）が都と市に対して行われました。そこでは、市民や議会の反応、都との協議内容のほか、移行までのスケジュールや今後の人員体制についての質疑がありました。

2 移行の準備

(1) 条例制定

本市では、中核市移行にあたり、多

本市の地方分権の取組 ～都内初の保健所設置市として～

保健所の設置は中核市に与えられる権限の1つですが、本市は地域保健法の制度を活用し、平成19年に先行して保健所を設置しました。そのときに得た権限を活用して「八王子市墓地等の経営の許可等に関する条例」を制定しました。この条例では、墓地を設置する際に、墓地の設置場所を法人の事務所から5キロメートル以内でなければならない

とする基準を設定し、近隣住民の声が届きやすい仕組みを作りました。平成24年には、この権限が都道府県から市に移譲されたため、本市の取組が多くの市で条例を作る際に参考にされました。

このように、権限を活用した独自の基準を作ることにより、市民の皆さんが安心して暮らせる魅力あるまちづくりに取り組んできました。

この条例を制定するため、平成24年4月から先進的な条例の調査を行ってきました。また、スピーディーに都の同意を得たことで、平成26年1月から新たに制定する条例の素案の作成を進めることができました。その際、関係団体への説明や意見の聴き取りを行い、また、学識者などによる協議会の開催など、これまで以上にきめ細かく市民意見をうかがいました。

さらに、平成26年6月と8月には、新たに制定する条例に対する意見公募（パブリックコメント手続）にあたり、より多くの意見が出されるよう初めての試みとして、市民センターで条例説明会を行いました。



そして、皆さんから寄せられた意見を踏まえて作成された43の条例は、平成26年9月と12月に市議会で可決されました。

こうして制定した条例は、地域の実情に応じて市が独自に基準を定めています。例えば、社会福祉施設の設備及び運営の基準については、虐待防止研修受講の義務化や障害者雇用の努力義務などがあります。また、都に代わり、新たに市が審議会を設置することで、地域の実態に即した調査、審議が行われます。

このように、市が独自の基準を定め、地域の実態を把握している委員により審議されることで、きめ細かな対応が可能になります。

今後新たな基準を定める際には、市民委員を含めた審議会の意見を聴き、市民の皆さんから意見公募を行うなど、市民参加の機会を設けます。

(2) 市民周知

市民の皆さんに中核市になることの意義や効果を知っていただくため、



さまざまな取組を行いました。市内各所でのパンフレット配布、ポスター・横断幕・懸垂幕の掲出、公用車へのステッカー貼付など、積極的な周知活動に努めました。特にポスターについては、市内の事業者や団体の皆さんのご協力により、事業所に掲示していただいたことで、市内のさまざまな場所で見られるようになりました。



また、6月と8月の条例説明会で行ったアンケートにおいて要望の多かった地域説明会を11月にも開催し、多くの方々にご参加いただきました。

そのほかにも、ホームページやフェイスブックなど多様な媒体を使い、多くの方々に中核市のことを知っていただきました。

(3) 人材育成

平成19年の保健所移管の時の経験を活かし、権限の移譲に伴う職員の専門性の向上を図ってきました。

まず、専門性の高い事務の引継ぎを円滑に行うため、平成25年10月以降、都へ延べ43人の職員を派遣しました。さらに、中核市への移行の効果をよ

り一層発揮するため、全課長職が特色のある取組を行っている政令指定都市や中核市へ出向き、調査研究を行ってきました。

(4) 組織

移譲される権限を最大限活用するため、人材育成と並行して、組織体制の強化を図りました。主に介護や障害福祉サービスの指導監督を行う指導監査課、産業廃棄物処理業の許可を行う廃棄物対策課、宅地開発許可を行う開発審査課を新たに設置しました。

また、福祉部や環境部では増員を図るとともに、廃棄物の不適正処理に警視庁と連携して迅速に対応するため、廃棄物対策課に警察官を配置します。



申請、届出、相談などの窓口が 東京都から八王子市に変わります。

中核市移行により、東京都を窓口としていた申請・届出の手続きや相談などは、平成27年4月1日から八王子市が窓口になります。

また、現在、八王子市が申請の受付を行い、東京都が許可や指定を行っている一部の事務は、平成27年4月1日から八王子市が許可や指定を行います。

ここでは、新たに移譲される主な事務とその窓口(担当課)をお知らせします。

※現在、許可や指定を東京都から受けている場合、八王子市が許可や指定をしているものとみなすこととなりますので、特記がある場合を除き、手続きは不要です。ただし、平成27年4月1日以降、更新、変更、廃止などを行う場合は、八王子市で手続きが必要となります。

※東京都が行った許可や指定などで有効期限があるものは、期間が満了する日まで有効です。

※一部の事務は、八王子駅南口総合事務所でも取り扱いますので、事前にお問い合わせください。

高齢者いきいき課(市役所 1 階)

☎620・7452、620・7294、FAX624・7720

- ◆居宅サービス事業者の指定の申請
- ◆介護保険施設の指定の申請
- ◆老人福祉施設の認可の申請
- ◆介護予防サービス事業者の指定の申請
- ◆居宅介護支援事業者の指定の申請



指導監査課(市役所 8 階)

☎620・7296、FAX622・7018

- ◆福祉サービス事業者の人員、設備及び運営基準等に基づく実地検査
- ※救護施設など一部の事業の実地検査は、認可・指定事務を行う担当課で行います。

生活自立支援課(市役所B階)

☎620・7460、FAX627・5956

産業政策課(市役所 6 階)

☎620・7252、FAX627・5951

- ◆生活困窮者就労訓練事業の認定

福祉

障害者福祉課(市役所 1 階)

☎620・7245、FAX623・2444

- ◆身体障害者手帳の交付の申請
- ◆指定障害福祉サービス事業者の指定の申請
- ◆障害福祉サービス事業などの開始の届出
- ◆指定障害者支援施設の指定の申請
- ◆指定一般相談支援事業者の指定の申請
- ◆身体障害者手帳の申請に必要な診断書を作成する医師の指定
- ◆指定自立支援医療機関の指定(育成医療、更生医療)
- ◆身体障害者生活訓練等事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の開始の届出
- ◆身体障害者社会参加支援施設の開始の届出
- ◆障害者支援施設の設置の届出
- ◆手話通訳事業の開始の届出
- ◆身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の申出
- ◆地域生活支援事業
(コミュニケーション支援事業)



保健衛生

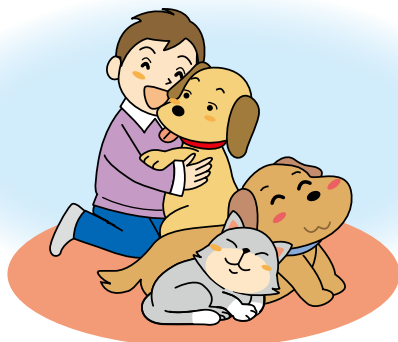
生活衛生課(保健所)

☎645・5113、☎644・9100

- ◆動物の愛護及び管理
- ◆犬・猫の引取り、負傷した犬・猫の保護

お知らせ

- 平成27年4月1日から施行される八王子市動物の愛護及び管理に関する条例により、犬の飼い主は、犬が公共の場所などに排泄したときは、排泄物の除去などの措置を講じなければなりません。また、猫の飼い主は、感染症を予防し、不慮の事故を防止するため、室内での飼養に努めてください。



保健対策課(保健所)

☎645・5162、☎644・9100

- ◆特定不妊治療費の助成
- ◆結核児童への療育医療機関の指定
- ◆小児慢性特定疾病医療費の助成
- ◆未熟児への養育医療機関の指定
- ◆私立学校等における結核の定期健康診断の費用補助

お知らせ

- 特定不妊治療費の助成申請窓口は、すべて市となります。
- 小児慢性特定疾病医療費助成のための受給者証は、切り替えを行います。都から交付されている受給者証は、平成27年3月31日をもって使えなくなります。
対象者には平成27年4月1日以降の残りの期間を有効期限とした受給者証を市から送付します(手続きは不要です)。

子育て

子育て支援課(市役所 4階)

☎620・7368、☎621・2711

- ◆母子福祉資金、父子福祉資金の貸付
- ◆助産施設、母子生活支援施設の設置認可の申請
- ◆子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の開始の届出
- ◆母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

お知らせ

- 新たに八王子市母子福祉資金・父子福祉資金貸付制度により貸付を行います。現在、東京都母子及び父子福祉資金貸付制度に基づいて行っている貸付については、引き続き市で取り扱います。
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施し、就業相談や就業支援講習会を行います。

保育幼稚園課(市役所 4階)

☎620・7248、☎621・2711

- ◆保育所の設置認可の申請
- ◆幼保連携型認定こども園の設置認可の申請
- ◆無届・無認可児童福祉施設(保育施設)の設置の届出
- ◆一時預かり事業の開始の届出
- ◆病児保育事業の開始の届出



子ども家庭支援センター (東町5-6 クリエイトホール地下1階)

☎656・8225、☎656・8226

- ◆地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、養育支援訪問事業の開始の届出

廃棄物対策課(市役所 2 階)

☎620・7458、FAX 622・7262

- ◆廃棄物処理施設設置の許可の申請
- ◆産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可の申請
- ◆産業廃棄物の不適正処理対策
- ◆多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び実施状況報告書の提出
- ◆産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出
- ◆ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の保管及び処分状況等の届出

お知らせ

●産業廃棄物処理業関係の申請

既に都の許可を受けている事業者は、市の許可を受けているものとみなしますので、手続きの必要はありません。なお、平成27年4月1日以降、市内に収集運搬の積替え保管施設や廃棄物処理施設を持つ事業者が更新申請、変更届などを行う場合や新規にこれらの施設を設置する場合は、市の手続きが必要になります。

●産業廃棄物排出事業者の報告

市内事業場から産業廃棄物を排出した事業者の産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告先は、平成27年度分(平成28年6月30日までに報告)より市になります。

●ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の届出

市内でPCB廃棄物を保管している事業者の保管・処分状況の届出先は市になります。



区画整理課(市役所 5 階)

☎620・7394、FAX 627・5931

- ◆民間(個人、土地区画整理組合、区画整理会社)が施行する土地区画整理事業の各種認可の申請

環 境

環境政策課(市役所 2 階)

☎620・7384、FAX 626・4416

- ◆環境教育等に係る体験の機会の場の認定

お知らせ

- 事業者や民間団体が行う自然体験活動などに利用する土地や建物を「体験の機会の場」として市が認定できるようになりますので、活用してください。

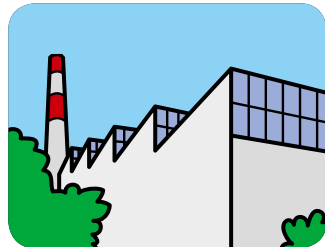
環境保全課(市役所 2 階)

☎620・7255、FAX 626・4416

- ◆大気汚染防止法に関する施設の届出
- ◆ダイオキシン類対策特別措置法に関する施設の届出
- ◆公害防止管理者などの選任の届出

お知らせ

- ダイオキシン類対策特別措置法の水質に関する相談や公害防止管理者などの水質に関する相談窓口は水再生課になります。



水再生課(北野町596-3)

☎642・1500、FAX 642・7739

- ◆ダイオキシン類対策特別措置法に関すること(水質に関すること)
- ◆公害防止管理者などの選任に関すること(水質に関すること)

お知らせ

- ダイオキシン類対策特別措置法の水質に関する相談窓口は水再生課、届出窓口は環境保全課になります。
- 公害防止管理者などの水質に関する相談窓口は水再生課、届出窓口は環境保全課になります。

教 育

指導課(市役所 7 階)

☎620・7412、FAX 627・8811

教職員課(市役所 7 階)

☎620・7404、FAX 627・8811

- ◆市立小・中学校の教職員の研修



文化財課(市役所 7 階)

☎620・7265、FAX 626・8554

- ◆重要文化財の現状変更・公開の許可等の申請
- ◆埋蔵物(出土品)の文化財鑑査

都市計画・建設

開発審査課(市役所 5 階)

☎620・7298、FAX 626・3616

- ◆都市計画法に基づく開発許可の申請
- ◆宅地造成等規制法に基づく宅地造成許可の申請
- ◆開発登録簿の写しの交付の申請



住宅政策課(市役所 5 階)

☎620・7260、FAX 626・3616

- ◆サービス付き高齢者向け住宅事業の登録
- ◆終身建物賃貸借事業の認可の申請

お知らせ

- 既に都で登録されたサービス付き高齢者向け住宅の事業者で、平成27年4月1日以降、登録事項を変更する場合は、市へ変更届出書の提出が必要になります。
- 既に都で認可を受けた終身建物賃貸借事業の事業者で、平成27年4月1日以降、事業内容を変更する場合は、市へ事業変更認可申請書の提出が必要になります。

消費生活

消費生活センター

(東町5-6 クリエイトホール地下1階)

☎631・5456、FAX 643・0025

- ◆はかりの定期検査
- ◆商品量目等の立入検査

お知らせ

- 適正計量管理事業所の届出
自発的に事業所の指定を受け、適正な計量管理(自主検査の実施)を進めている場合、行政の定期検査が免除されます。平成27年4月1日以降新たに指定の申請を行う場合や変更届・廃止届の届出先は市になります。
- 代検査の届出
自発的に計量士による代検査を受けた場合、市へ届け出ることによって行政の定期検査に代えることができます。

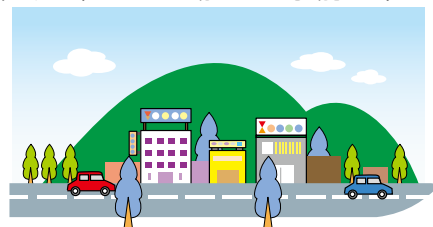
まちなみ景観課(市役所 5 階)

☎620・7267、FAX 626・3616

- ◆屋外広告物の表示・設置許可の申請
- ◆屋外広告業の登録・届出

お知らせ

- 市内に屋外広告物を掲出する場合は、原則として八王子市屋外広告物条例に基づく許可が必要となり、すべての申請先は市になります。
- 市内で屋外広告業を営む場合は、事前に市への登録又は届出が必要です。



移行記念式典

都内初の中核市誕生を市民の皆さんや関係者の方々とともに祝うため、中核市移行記念式典を開催します。
日時 平成27年4月1日(水)午前8時～8時25分

会場 市役所1階市民ロビー
内容 市長挨拶、くす玉開き、市歌独唱、吹奏楽演奏

中核市パネル展

中核市とは何か?何が変わるのか?を説明します。
市が制定した条例の内容も紹介しますので、ぜひご覧ください。

日時 平成27年3月18日(水)～4月1日(水)
午前8時30分～午後7時
(21日は除く。土・日曜日は午後5時まで)
会場 八王子駅南口総合事務所



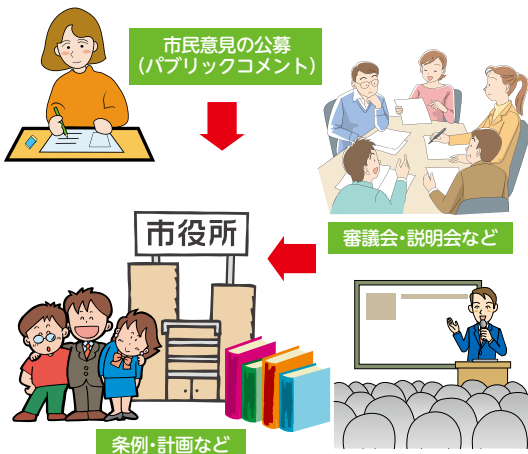
市民の皆さんとともに ワンランク上のまちづくり

本市では、市民参加条例に基づき、市民の皆さんにさまざまな方法で市政に参加していただいています。

中核市への移行にあたって、地域説明会や条例案に対する公募意見(パブリックコメント)などを通じて、市民の皆さんに参加していただきました。

中核市移行後も、新たな条例の制定や計画を策定する際のパブリックコメントの実施及び説明会の開催、審議会委員の公募など、積極的に市民の声を市政に反映できる場を提供していきます。

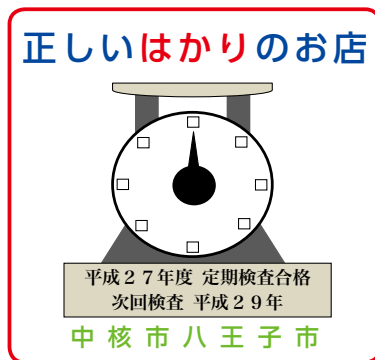
引き続き、市民の皆さんとともにワンランク上のまちづくりを進めていきます。



定期検査合格のシールのデザインが決定

中核市が行う事務の1つに、計量法に基づく特定計量器の定期検査があります。この検査は、スーパーなどのお店で「計量器(はかり)」に対して定期的に行うもので、検査に合格した場合、合格したお店であることを示すシールを店内に貼っていただきます。

本市では、計量を身近なものに感じていただき、また、計量の重要性を認識していただくため、独自のシールを作成しました。



▲複数のデザイン案を消費生活フェスティバルなどで示し、皆さんのご意見により決定

第1回 八王子市社会福祉審議会 開催のお知らせ

中核市移行に伴い、社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議するため、「八王子市社会福祉審議会」を設置します。

Facebookページ「八王子市自治推進」

中核市移行に関する取組をはじめ、地方分権や自治推進に関する情報を配信しています。

<https://www.facebook.com/hachioji.jichi>



こちらからご利用を



委員は、地域福祉、民生委員審査、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の5つの専門分科会に分かれて専門的な審議を行います。
会議は原則公開し、傍聴ができます。
第1回の開催は次のとおりです。
日時 平成27年4月6日(月)午後1時～2時
会場 市役所801会議室
主な議題 委員の委嘱、会長の選任等
問い合わせ 福祉部福祉政策課 ☎ 620・7240 FAX 628・2477